

平成30年第2回北海道議会定例会 予算特別委員会（部審査）開催状況

開催年月日 平成30年7月3日(火)
 質問者 日本共産党 宮川 潤 委員
 担当部課 総合政策部情報統計局情報政策課
 総合政策部地域振興局市町村課

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>一 マイナンバー制度について (一)マイナンバーカードの未受領カードの現状について マイナンバーカードを申請したけれども受け取らない、或いはそもそもマイナンバーの必要性を感じずに申請しないためにカードの未受領が増えているとの報道があったと承知をしておりますけれども、道内におけるマイナンバーカードの交付状況と未受領の現状はどうなっているのか、伺います。</p> <p>(二)未受領カード増加の要因について 道内で6万3千件ということですから、一つの市がまるまる入るような規模だと思えます。 未受領がこれだけ増えている要因について、道はどう認識しているのか、伺います。</p> <p>(三)未受領のカードの管理と処理について 確認しますが、任意だと言うことで義務ではないと言うことですね。 未受領カードを各役所で盗難・紛失することがないように保管するのは大変なことだと思います。そもそもマイナンバー自体が国民から必要とされていないんじゃないかということを感じます。 長期間保管しているマイナンバーカードの処理はどうするのか。廃棄するなら、その費用も膨大になると思われませんが、そのための費用はどれほどと想定しているのか、伺います。</p> <p>(四)道におけるマイナンバー制度情報システム関連経費について まず交付通知書を出すと、次に督促状を出すと、出してから90日間数えた上で廃棄処理ということになるということですね。廃棄処理も確実に行われなければ、また、情報漏洩等につながるということで、大変なことだと思います。廃棄費用については、把握していないとの答弁でしたが、システムとカードを作るのにお金がかかり、保管廃棄も大変なことになると思います。マイナンバーにどれだけ費用がかけられているのか、把握する必要があると思います。市町村だけでなく道もマイナンバーに係わる費用を負担しておりますが、道において、マイナンバーに係わる経費はこれまでいくら使われてきたのか。情報システム関連経費についてこれまでの合計額を、伺います。</p>	<p>〔千葉情報政策課長〕 マイナンバーカードの交付状況等についてでございますが、マイナンバーカードの発行を行っている地方公共団体情報システム機構によりますと、平成30年5月31日現在、道内におけるカードの発行件数は、57万3,298件となっています。 一方、交付件数は51万232件でありまして、この差、6万3,066件が未交付となっていると考えられます。 なお、これら未交付のカードの管理につきましては、市町村におきまして、国からの技術的基準に基づき適切に行われているところでございます。</p> <p>〔千葉情報政策課長〕 マイナンバーカードが受領されない要因についてでございますが、マイナンバーカードは、あくまで個人の意思に基づき、任意で取得することとされているところでありまして、取得が義務であると誤解して申請した、あるいは申請したものの特段必要性を感じない、また、市町村の窓口まで受領に行く時間が取れなかった、などといった様々な要因があると認識しているところでございます。</p> <p>〔千葉情報政策課長〕 未交付のカードの管理等についてでございますが 昨年10月、国からは、市町村が個人番号カード交付通知書を送付した後、一定期間経過しても申請者が受取りに来ない場合は、督促状を送付し、その際に、督促状を送付した日から90日を経過しても申請者がマイナンバーカードを受取りに来なかった場合は廃棄する旨を明記すること。 また、実際に受取りに来なかった場合は、交付取りやめの意思があると見なし、マイナンバーカードの廃棄処理を行うといった取扱いが示されているところでございます。 なお、カードの廃棄につきましては、市町村に処理方法が任されていることから、その費用について、道では把握していないところでございます。</p> <p>〔千葉情報政策課長〕 マイナンバー制度に係る情報システム関連経費についてでございますが、平成26年度から平成29年度までの4年間におきまして、マイナンバーによる情報照会等に必要な基盤システムであります、中間サーバーや宛名連携サーバーの整備と運用に約1億円、道税や社会保障関連システムの改修に約3億1千万円、さらに、人事給与システムの改修に約1千万円を要したところでありまして、合計で約4億2千万円となっております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(五)マイナンバーの漏洩等について 道もかなりの費用を負担しているということですが、2017年度における道内のマイナンバーの漏洩等の件数はどうなっているか。前年度の件数と併せて、その比較をお示しください。</p> <p>(六)マイナンバーの漏洩等の要因について 道では、2016年度の漏洩が2件、2017年度13件と急増しております。 国の監督機関「個人情報保護委員会」が公表した年次報告によると、マイナンバーの漏洩や誤廃棄の件数、2016年度165件から、2017年度374件と、倍以上に急増という状況であります。 道は、マイナンバーの漏洩等についてどのような要因があると認識しておりますか、伺います。</p> <p>(七)特別徴収額の決定通知書への記載について 住民税の特別徴収額の決定通知書にマイナンバーが記載されたために、誤送付による漏えいが起きたということでもあります。 昨年3月の予算特別委員会で我が会派は、特別徴収額の決定通知書へのマイナンバー記載は行うべきではないと指摘したところであります。 その後、総務省は昨年12月に「当面マイナンバーの記載を行わないこととする」と通知を出しました。 漏えいを招く特別徴収額の決定通知書へのマイナンバーの記載は、中止ということを道から国に求めるべきではないかと考えますが、いかがか伺います。</p> <p>今までずいぶんなお金をかけた上で、情報漏えいが急増してきているということですから、これは一刻も早い対策が必要でありますし、道としても検討状況を注視するというだけではなくて、是非、主体的な対応を行うように求めてまいりたいと思います。</p>	<p>〔千葉情報政策課長〕 マイナンバーの漏洩等の件数についてであります。道が把握しています、平成29年度の道内市町村におけるマイナンバーの漏洩等は13件となっております。前年度の2件に対し、11件の増加となっております。</p> <p>〔村上情報統計局長〕 マイナンバーの漏洩等の要因についてでございますが、個人情報保護委員会の平成29年度上半期の活動実績によりますと、マイナンバーの漏洩等に関する報告の受付件数は273件であり、そのうち152件が、平成29年度からマイナンバーを記載することとなった特別徴収税額決定通知書の誤送付等によるものとされているところでございます。 また、そのほかにも市町村の窓口で住民票を誤って違う人に交付した、あるいはマイナンバーカード交付申請書を他の宛先に誤送付したなどといった事例もであると承知しており、不適切な事務によるものと認識しております。</p> <p>〔佐々木地域振興局長〕 特別徴収税額決定通知書へのマイナンバー記載についてでございますが、市町村が特別徴収義務者に送付する税額決定通知書にマイナンバーを記載することは、双方で納税義務者を正確に把握できることから、税の円滑な徴収事務に資するものと考えておりますが、その場合、しっかりと漏えい防止措置が必要と認識しているところでございます。 総務省は、平成30年度分の税額決定通知書から、書面による通知にマイナンバーの記載を当分の間行わず、その取扱いを再検討することとしたところであり、道といたしましては、今後の国における特別徴収税額決定通知書の取扱いに関する検討状況を注視してまいりたいと考えております。</p>